

第 号議案

富良野市の休日を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(市の休日) 第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月29日</u> から翌年の <u>1月3日</u> までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 (略)	(市の休日) 第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月31日</u> から翌年の <u>1月5日</u> までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休日勤務割増報酬) 第5条 パートタイム会計年度任用職員であつて、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び<u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。 2 (略)	(休日勤務割増報酬) 第5条 パートタイム会計年度任用職員であつて、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び<u>12月31日</u>から翌年の<u>1月5日</u>までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第6条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> まで 2 (略)	(休館日) 第6条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市公民館設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。	(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

市立富良野図書館設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> (5)・(6) (略)	(休館日) 第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>12月31日から翌年1月5日まで</u> (5)・(6) (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野文化会館設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。	(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

富良野演劇工場設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第7条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。	(休館日) 第7条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市山部いきいきセンター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第6条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。	(休館日) 第6条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市東山福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。	(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市山部福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。	(休館日) 第5条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第9条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> まで 2 (略)	(休館日) 第9条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市女性センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第8条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までとする。 2 (略)	(休館日) 第8条 休館日は、 <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までとする。 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市学童保育センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休所日) 第4条 休所日は、次に掲げる日とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> まで 2 (略)	(休所日) 第4条 休所日は、次に掲げる日とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第7条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> まで 2 (略)	(休館日) 第7条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市農業センター設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第6条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> までの日 2 (略)	(休館日) 第6条 休館日は、次に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> までの日 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野スポーツセンター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(休館日) 第7条 休館日は、 <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。	(休館日) 第7条 休館日は、 <u>12月30日</u> から翌年 <u>1月5日</u> とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 7月10日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 <u>1月4日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで 2・3 (略)	(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 7月10日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 <u>1月6日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで 2・3 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(納期) 第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第1期 7月10日から 7月31日まで 第2期 8月1日から 8月31日まで 第3期 9月1日から 9月30日まで 第4期 10月1日から 10月31日まで 第5期 11月1日から 11月30日まで 第6期 12月1日から 12月28日まで 第7期 <u>1月4日</u>から 1月31日まで 第8期 2月1日から 2月28日まで 2 (略)	(納期) 第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第1期 7月10日から 7月31日まで 第2期 8月1日から 8月31日まで 第3期 9月1日から 9月30日まで 第4期 10月1日から 10月31日まで 第5期 11月1日から 11月30日まで 第6期 12月1日から 12月28日まで 第7期 <u>1月6日</u>から 1月31日まで 第8期 2月1日から 2月28日まで 2 (略)

〔提出理由〕

第 号議案

富良野市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
(普通徴収に係る納期) 第3条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。ただし、納期の末日が富良野市の休日を定める条例（平成2年条例第16号）第1条第1項に規定する本市の休日に該当するときは、これらの日の翌日を当該納期の末日とみなす。 第1期 7月10日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 <u>1月4日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで 2・3 (略)	(普通徴収に係る納期) 第3条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。ただし、納期の末日が富良野市の休日を定める条例（平成2年条例第16号）第1条第1項に規定する本市の休日に該当するときは、これらの日の翌日を当該納期の末日とみなす。 第1期 7月10日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 <u>1月6日</u>から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで 2・3 (略)

〔提出理由〕